

令和5年度 第1回神栖市行政委員連絡協議会会議録

日 時 令和5年5月19日（金）
午後6時30分～午後7時43分
場 所 神栖市役所 3階 301会議室

■出席者

荒沼行政委員，大竹行政委員，石井行政委員，濱垣行政委員，
工藤行政委員，田谷行政委員，藤代行政委員，佐藤行政委員（行政委員8名）
市長，出沼部長，猿田課長，海老室長，古徳主査，小川係長（事務局5名）

■会議内容

1 委嘱状交付

2 開 会

3 あいさつ

4 案 件

（1）役員の選出について

会長・副会長の選出及び，行政委員の充て職の選任を行いました。

会長：荒沼 秀行 行政委員 副会長：工藤 芳博 行政委員

社会福祉協議会理事：石井 洋一 行政委員，佐藤 行廣 行政委員

防災会議委員：濱垣 浩道 行政委員 に決定しました。

（2）地区加入促進策及び脱退防止策について

事務局から地区加入促進策及び脱退防止策の取り組みについて説明し，質疑応答。

また，今年度の取り組みである地区活動事例集の作成において，各地区での実情を把握するため区長会を開催することが決定いたしました。次回協議会では区長会での意見を取りまとめ，事例集の内容について協議することとしました。

《地区活動事例集》

- （例）・次期区長引き受け手の負担軽減となるような，区長業務の引継書やマニュアルなど，各地区の事例を取りまとめモデルとなるものを作成
- ・地区（自治会）同士の合併事例
 - ・若年世代の参加促進を目的としたイベントの開催事例

【質疑・意見】

- 委 員：各区長会での地区活動事例集の作成について、どういうふうの内容の検討を進めていけばよいのか分からないと思うが、まず行う必要があるのか、そして区長会開催にあたっての日時と場所を決めればよいということなのか。また、各地区の区長方には市から通知文を発送していただけるということでのよいのか、行政委員である区長会長から連絡はしなくてよいのか。それから、説明の中で芝地区のマニュアルの提示があったが、区長会では、このように区長業務の引継書や年間行事予定などまとめたものがあれば持参してほしいということなのか。それを各地区の区長会でまとめていくのか教えていただきたい。また、この区長会に市民協働課は出席していただけるのでしょうか。
- 事 務 局：日時と場所を決めていただきましたら市民協働課より各地区の区長さん方に通知文を発送いたします。参考資料として芝地区のマニュアルを配布させていただきましたが、各地区において同様に、区長業務の引継書など作成しているものがあれば持参いただきたいと思います。区長会には市民協働課も同席いたしますので、各地区の現状をお聞かせいただきながら、事例集としてまとめていきたいと考えております。
- 委 員：開催は休日でもよろしいですか。また時間帯の指定はありますか。開催場所は自分たちで予約をするということですか。
- 事 務 局：特に指定等はありませんので、休日でもご都合に合わせて開催をお願いいたします。なお、開催場所につきましては昨年度を参考にしますと、公共施設でも多く開催されておりますので、公共施設をご希望ということであれば、市民協働課で予約のサポートをいたします。また、地域の公民館を活用するというのであれば、区長さん方で調整をお願いしたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。
- 委 員：参考資料にあるような各地区の区長業務のマニュアル化について、区長会の場で討議をするということですか。
- 事 務 局：区長業務について年間行事予定などまとめているものがございましたら、区長会当日に持参いただき、それを基に各地区で行っている取り組みなどをまとめていきたいと考えております。
- 委 員：波崎東部の区長会では、参考資料にある地区合併が事例となるが、このような取り組みを他の地区で行っているかを話し合う会議ということですか。
- 事 務 局：波崎地域では区長さんを複数年行っていたい地区も多くありますが、神栖地域では、区長さんが1年交代という地区が大多数でございます。このため、普段から繋がりもなく、各地区でどういう取り組みをしているのかわからない。また、引継書等もなく、そもそも区長業務がどういうものかわからないなどの問題も懸念されるため、区長会を開催し情報共有を行いたいと考えております。その中で、地区活動の事例集として各地区の現状を取りまとめたものをマニュアル化し、区長さんの負担軽減に繋げていきたいと考えております。また、今年度の加入促進の取り組みとして、知手中央東町の地区祭りをご紹介いたしました。他の地区でも同様な取り組みがございましたら、区長会の際に紹介いただきたいと考えております。

(3) 地域ポイントカード事業について

地域ポイントカード事業の取り組みについて、以下の内容を事務局より説明し、質疑応答。

- ・新規加入世帯へのかみすポイントカードの特別カードの発行や、地区加入特典である500ポイントの付与スケジュール及び広報かみす(7/15号)でのお知らせについて
- ・地区活動へのポイント付与について、現在までの各地区におけるクーポン券の申請状況などについて

【質疑・意見】

委員：区民の減少に対しポイントカードが役に立っていない。他の地区でポイントを得るために区の行事に参加する人は多いですか。

事務局：ポイントカード事業は、地区に加入されている方へのメリット創出のため令和3年度から始まった制度でございます。活動に対するポイントは、金額にすると少額ではございますが、活動を続けていく中で少しでも話題作りになればと考えております。区長さん方からご意見をいただきながら、より良い制度となるよう検討を進めてまいりたいと思いますので今後ともよろしくお願ひします。

委員：ポイントの有効期限が短い。昨年度もらったクーポンが翌年の5月までしかないため、期限が伸ばせれば活用しやすくなる。また、ポイントカードの利用について、何ポイント発行して何ポイント使ったか教えてほしいです。

事務局：ポイントの有効期限につきましては、「ココくんポイント」の有効期限が付与されてから翌年度の年度末となっており、5月までとなっているのは、クーポン券を読み取るまでの期間として設定しているものです。クーポン券が配布されてから翌年5月までにポイントの読み取りを行っていただき、ポイントが付与されましたら、翌年度末までに活用いただければと思います。ポイントにつきましては、200ポイント貯まると自動で「かみすポイント」として変換されお買い物等に活用いただけるようになります。地区活動のポイントを活用いただきながら、この200ポイントを貯めていただければと思います。ポイントの活用状況につきましては、どのように使われたか市では把握しておりませんので、今後の検討課題とさせていただきたいと思ひます。

委員：200ポイント貯まらないとお買い物等に活用できないと初めて聞いた。清掃等の地区活動に参加してもお買い物等に活用できないということですか。

事務局：地区加入者への特典として、毎年付与している500ポイントもございしますので、このポイントと合わせ、また、商店でのお買い物でも「かみすポイント」は貯まりますので、こちらも合わせてご活用いただければと思います。ポイントカードを通じ、商店街の活性化及び地区加入の促進に繋がればと考えておりますのでご理解のほどよろしくお願ひします。なお、毎年付与している500ポイントのうち400ポイントは、「かみすポイント」となりお買い物等に活用いただけます。残りの100ポイントは変換されないポイントとして残りますが、清掃等の地区活動を通じ、さらに100ポイントを貯めていただき、合計200ポイントとすることで、お買い物等に活用いただけるようになりますので、この100ポイントを貯めるため地区活動が促進され

ばと考えポイント数を設定した経緯がございます。ポイント数につきましては、少ないという意見もいただいておりますので、行政委員連絡協議会で検討していければと考えております。

委員：細かいところを区長が理解していない上で、この制度を行うのは厳しい。ポイントカードを管理する区長は大変。配布するのも、残枚数を返還するため管理するのも大変。現金と思って管理しているのでこういうやり方でいいのか疑問です。

事務局：ポイントカード事業につきましては、行政委員連絡協議会の中で協議検討を重ね今の形となりました。地区活動に対するポイント付与につきましては、区長さんから手渡しができる活動を選定してございます。区長さん方には複雑な制度の上、また、クーポン券の配布に際し、お手数をお掛けしておりますが、今後ともよろしく願いいたします。

委員：500ポイントは全員に付与されるのか。また、波崎地区はポイントカードを活用できる店が少ない。

事務局：500ポイントは5月末までに市民協働課に提出いただく地区加入世帯の名簿を基に自動でポイント付与をいたします。まだ行政経費交付金の申請が済んでいない地区がございましたら申請をしていただきますようお願いいたします。また、波崎地域でポイントカードを活用できる商店が少ないというご意見は数多く寄せられております。神栖ポイントカード会（商工会）と連携して加盟店に加入していただけるよう、今後も啓発活動を続けてまいりますのでよろしくお願いいたします。

委員：500ポイントの有効期限はいつになりますか。

事務局：ポイントには「かみすポイント」と「ココくんポイント」の2種類ございましてそれぞれ有効期限が異なっております。「ココくんポイント」が200ポイント貯まると「かみすポイント」に変換され、お買い物等で活用いただけます。「かみすポイント」は、ポイントが付与されてから3年後の5月末が有効期限となっております。500ポイントが付与されましたら、即日中に400ポイントが「かみすポイント」に変換されますので、この400ポイント分は3年後の5月末が有効期限となります。また、「ココくんポイント」として100ポイント残りますが、こちらにつきましては翌年度の年度末を期限として設定してございます。この年度末の有効期限前に100ポイントを貯めていただき、「かみすポイント」として変換されれば、その日から3年後の5月末までが有効期限となりますので、是非、地区活動を通じポイントを貯めていただければと思います。

委員：ポイントカードは2枚あるということですか。

事務局：ポイントカードは世帯主の方に配布させていただいた黄色いカードの1種類のみであり、ポイントの種類として「かみすポイント」「ココくんポイント」の2つがございます。ポイントの有効期限につきましては、4月に開催した区長説明会時に配布させていただいた「協働推進ハンドブック」の中にも記載してございますのでご確認いただければと思います。

委員：カードを紛失した場合はどうすればよいか。

事務局：再発行の手続きができますので、その際は市民協働課までご連絡いただければと思います。

委員：「かみすポイント」や「ココくんポイント」など制度として分かりづらい。また有効期限もそれぞれ違うため、制度として課題が多いと感じました。各区長の意見を参考にしながらより良い制度にしていただければと思います。

5 その他

<今後のスケジュールについて>

第2回協議会開催は、9月頃を予定しております。詳細につきましては、後日通知します。

<協議会の公開について>

会議の結果はホームページで公開することとなり、会議録の概要を掲載します。

6 閉会

— 午後7時43分終了 —